

第 1 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成27年1月5日(月)

開会 午後3時30分

閉会 午後5時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	欠			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 8番 前田 節朗

17番 古賀 正春

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	松尾 希美		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第1号	農地法第5条の申請について	(4件)
議案 第2号	農地法第4条の申請について	(2件)
議案 第3号	農地法第3条の申請について	(7件)
議案 第4号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 10件) (公社からの買受 2件)	

8. 報告事項

報告 第1号	農地の形質変更届出について	(2件)
--------	---------------	-------

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)												
議長	<p>それでは、ただいまより第1回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は1名で、15番岸本委員が欠席となっております。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は8番 前田委員、17番 古賀委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0" data-bbox="344 920 1406 1283"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td>利用権設定 通年 10件 公社からの買受 2件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第1号 農地の形質変更届出について 2件 となっております。</p>	議案第1号	農地法第5条の申請について	4件	議案第2号	農地法第4条の申請について	2件	議案第3号	農地法第3条の申請について	7件	議案第4号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 10件 公社からの買受 2件
議案第1号	農地法第5条の申請について	4件											
議案第2号	農地法第4条の申請について	2件											
議案第3号	農地法第3条の申請について	7件											
議案第4号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 10件 公社からの買受 2件											
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第1号 農地法第5条の申請について 事務局から説明をお願いします。</p>												
事務局	<p>議案第1号 農地法第5条の申請の申請4件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、1番になります。</p>												

事務局	<p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、平面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町福野地区です。</p> <p>譲受人が、農業用倉庫及び苗置場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のa、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のc、農業用施設に該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、2番になります。</p> <p>図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図が7ページ、平面図が8～9ページ、断面図が10～11ページになります。</p> <p>申請地は、富士町地区です。</p> <p>譲受人が、共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図が12ページ、字図が13ページ、土地利用計画</p>
-----	---

事務局	<p>図、断面図が14ページ、平面図が15ページになります。</p> <p>申請地は、大川町宿地区です。</p> <p>借受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、4番になります。</p> <p>図面は、案内図が16ページ、字図が17ページ、土地利用計画図が18ページ、雨水排水計画図が19ページ、平面図が20ページになります。</p> <p>申請地は、南波多町井手野地区です。</p> <p>借受人が、公共工事に伴う現場事務所及び駐車場を建設するための一時転用の申請です。</p> <p>農地区分は農用地区域内農地の区分要件、第2の1の(1)のアの(ア)、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準は第2の1の(1)のアの(イ)のc、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものに該当します。</p>
-----	---

事務局	議案第1号農地法第5条の申請は以上4件です。
議長	それでは、農地法第5条1番について担当委員から説明をお願いします。
19番委員	大川内町の申請人から、譲受人の方に、渡ったところでございますが。これにつきましては、農業用倉庫とか、育苗施設等をするためにしたいということで出ておりました。地区の区長さん、生産組合長さんの同意の判がございましたので、私も許可を致しましたところでございます。御審議ください。
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特にないようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。
7番委員	ここは、周囲がアパートとか宅地が建て並んでおりまして、私が確認に行った時も、もうすでにアパートが建っておりました。周りは全部宅地になっていてこの二筆だけが農地と畑という状況でありました。周りにそれに阻害するような農地は一切なかったことも確認をして、許可をしました。宜しく、御審議ください。
議長	2番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特にないようなので、続きまして、3番について担当委員から説明をお願いします。
12番委員	昨年、12月15日に私のところに申請者がおみえになりまして。32号線ですね、畑川内巖木線より10mばかり入ったところに、1戸建ての家を建てたいということでおみえになりました。区長さん、生産組合長さん、また、隣接地の方の承諾も受けておられま

12番委員	したので私も署名捺印をしたわけです。このことにつきまして、御審議、宜しくお願いします。
議長	3番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特にないようですので、続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。
8番委員	場所は、国道202号線のすぐ傍にあります。西九州道路関連の工事があっておりますけれども。その工事会社の資材を置いたり、車を置いたりするところに利用したいという事でお問い合わせがありましたので、判を打っております。一時事業という事で、工事が終わったら元通りにして返されるものと思っております。宜しくお願いします。
議長	4番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、 議案第1号 農地法第5条の申請4件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第2号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第4条の申請2件について御説明します。 議案の2ページ、1番になります。 図面は、案内図が21ページ、字図が22ページになります。 申請地は、松浦町金石原地区です。

事務局	<p>申請人が、植林するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の4ページ、2番になります。</p> <p>図面は、案内図23ページ、字図が24ページ、土地利用計画図が25ページ、平面図が26ページになります。</p> <p>申請地は、東円蔵寺地区です。</p> <p>申請人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
22番委員	<p>土地はですね、山林に囲まれて、おそらくもう農業には向かないだろうという事で、本人さんもそういうふうに申されております</p>

22番委員	<p>ので、区長さん生産組合長さんの同意はされていたので、私も同意致しました。どうか、御検討下さい。</p>
議長	<p>1番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特にないようですので、続きまして、2番について担当委員から説明をお願いします。</p>
16番委員	<p>申請人の土地、地目が田ですけど、面積が981㎡のうち、290㎡を住宅建設のために、農地転用したいという申請がありまして、この東円蔵寺という地区は生産組合がありません。もちろん、生産組合長さんもいらっしゃらないのですが、区長さんの方に承諾を貰ってきてくださいということで、区長さんの方からも一切何も言われずに、いいですよということで。判を貰ってこられたので、私も承諾致しました。現地を確認したところですね、周りに畑があるのですが、実際、日照権も何も影響するような所はありませんので特別問題はないと思います。御審議ください。</p>
議長	<p>2番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第2号農地法第4条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第3号農地法第3条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第3条の申請7件について説明します。 議案は3ページになります。</p>

事務局	<p>1 番から 7 番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第 3 条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありました。農地法第 3 条の申請については一括審議となっておりますので、議案の 3 ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 3 号農地法第 3 条の申請 7 件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年 10 件について、御説明します。議案の 4 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が 9 名、貸付人が 10 名で、面積は、田が 22,843 m²、畑が 115 m²です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を 5～10 ページに掲げております。</p> <p>この、5 番、大川内の貸借についてですが、反当りが 60 kg となっておりますが、今日、借受人の方から連絡がございまして、60 kg は誤りでして、30 kg に訂正してくださいと。貸付者の方も</p>

事務局	<p>納得済みであるという事で、従前と違い、60kgは出せないという事で30kgという連絡がありました。通常、利用権設定の受付をする時に確認をしているのですが、今回のケースはこういう形で修正をしてくださいと御連絡がありました。他については変更はございません。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上10件です。</p>
議長	<p>議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年10件について、御意見、御質問はございませんか</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第4号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年10件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、公社からの買受についてですが、10番の事案については20番委員が申請人である事案となりますので、まず9番の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>公社からの買受について御説明いたします。</p> <p>議案は11ページの9番になります。</p> <p>こちらは12月の農業委員会において公社への売渡について上程しました案件について、今度は公社から買受をするために上程しております。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案に記載しております。買い手は手数料として売買価格の1%を加えた金額で農業</p>

事務局	<p>公社から買い受けることとなります。</p> <p>公社からの買受 9 番については以上です。</p>
議長	<p>議案第 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受 9 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、公社からの買受 10 番に移ります。20 番委員が申請人である事案となりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>公社からの買受 10 番について御説明いたします。</p> <p>議案は 11 ページの 10 番になります。</p> <p>こちらは 12 月の農業委員会において公社への売渡について上程しました案件について、今度は公社から買受をするために上程しております。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案に記載しております。買い手は手数料として売買価格の 1% を加えた金額で農業公社から買い受けることとなります。</p> <p>公社からの買受 10 番については以上です。</p>
議長	<p>議案第 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受 10 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第 4 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受 2 件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p>

議長	<p>20番委員に着席していただき審議を再開いたします。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第1号農地の形質変更届出について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号農地の形質変更届出2件について説明します。</p> <p>議案の12ページの1番になります。</p> <p>図面は、案内図が27ページ、字図が28ページ、平面図と断面図が29ページになります。</p> <p>申請地は東山代町滝川内地区です。</p> <p>こちらは申請地を嵩上げし田として耕作するための届出です。</p> <p>続きまして2番になります。図面は、案内図が30ページ、字図が31ページ、平面図が32ページ、断面図が33ページになります。</p> <p>申請地は二里町福母地区です。</p> <p>こちらは申請地を道と同じ高さまで嵩上げし畑として耕作するための届出です。</p> <p>報告第2号については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
18番委員	<p>ここは、周辺で治山工事で砂防工事をしておられます。たぶん、その残土あたりを利用されるのではないかと、思いますけれども。水田を使いやすいようにしたいということで、申請がなされました。区長さんも、生産組合長さんも、了解を得ておられましたの</p>

18番委員	で、また、周辺の方も隣接の方も了解をさせていただいておりましたので、私も同意致しました。御審議の程宜しく御願い致します。
議長	1番について、御質問はございませんか。
5番委員	嵩上げについて、土はどちらから搬入されるのですか。
事務局	先程、委員さんがおっしゃいましたように、ここは治山工事があるっておりまして、そちらの泥を利用されて、形質変更をされるようになっております。
18番委員	案内図、丸い申請地の左側に線が入っておりますが、これは、農道が走っております。その上が山林でございます、非常に急斜面の山林がございますので、道路の上に砂防工事がなされております。ですから、そこの残土を用いるのだと思います。
14番委員	届出人は瀬戸町の方のようですが。何を作ってここを。
18番委員	ここは水田でございます。今のところは、こっちに手伝いをしにきていましたが、その人が瀬戸の方に移転をされました。名義はその人のままで、まだ残っております。
14番委員	まだ、作りに行くのでしょうか。
18番委員	すぐ下の辺りに同じ地区の人が作っていますので、多分、貸し借りあたりが出てくるかもしれません。現在はまだ荒れています。
14番委員	わざわざ、あんなところまで行かなくてもと思ひまして。
18番委員	その人は耕作は無理かもしれませんが。隣接地の方の了解もありますし、もしかしたら隣接地の方が耕作される可能性にありますけれども、そこまではっきりとはわかっておりません。

14 番委員	滝川内出身ですね。
18 番委員	はい。
議長	他にございませんか。 <なし> 続きまして、2 番について担当委員から説明をお願いします。
2 番委員	ここは498号線、青果市場から1キロくらい登ったところです。そこの道路の下です。周りはみんな山で別に問題ないということで承諾しました。下の方に水路が入っているので、たまたまここに私が来た時に、働きにきている人に、水路にだけは土砂が流れないようにしてくださいということだけは、注意しておきました。
議長	2 番について、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第1回の農業委員会を閉会します。
	<<<議事終了>>>